2　法第二十四条の六第二項の規定により事業再構築等促進業務を行う営業所又は事務所（以下この項において「営業所等」という。）の所在地の変更について届出をしようとする指定金融機関は、次に掲げる事項（当該変更が営業所等の設置又は廃止によるものである場合は、第一号及び第二号に掲げる事項を除く。）を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

一　変更前の所在地

二　変更後の所在地

三　変更が営業所等の設置によるものである場合は、設置する営業所等の所在地

四　変更が営業所等の廃止によるものである場合は、廃止する営業所等の所在地

五　変更予定年月日

六　変更の理由

（業務規程の変更の認可申請）

第三十七条の六　法第二十四条の七第一項の規定により認可を受けようとする指定金融機関は、次に掲げる書面を主務大臣に提出しなければならない。

一　次に掲げる事項を記載した認可申請書

イ　変更しようとする事項

ロ　変更予定年月日

ハ　変更の理由

二　新旧条文の対照表

三　変更後の業務規程

四　変更に関する意思の決定を証する書面

（協定に定める事項）

第三十七条の七　法第二十四条の八第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　事業再構築等促進業務の内容及び方法に関する事項

二　事業再構築等促進円滑化業務の内容及び方法に関する事項

三　事業再構築等促進業務に係る債権の管理に関する事項

四　その他事業再構築等促進業務及び事業再構築等促進円滑化業務の実施に関する事項

（帳簿の記載）

第三十七条の八　法第二十四条の九の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　事業再構築等促進業務の実施状況

二　事業再構築等促進業務に係る債権の状況

三　事業再構築等促進業務を行うために公庫から受けた事業再構築等促進円滑化業務による信用の供与の状況

2　法第二十四条の九の帳簿を保存しなければならない期間は、事業再構築等促進業務に係る債権が弁済その他の事由により消滅した日から起算して五年とする。

（業務の休廃止の届出）

第三十七条の九　法第二十四条の十一第一項の規定により届出をしようとする指定金融機関は、次に掲げる書面を主務大臣に提出しなければならない。

一　次に掲げる事項を記載した届出書

イ　休止し、又は廃止しようとする事業再構築等促進業務の範囲

ロ　休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間

ハ　休止又は廃止の理由

二　休止又は廃止に関する意思の決定を証する書面

三　事業再構築等促進業務の全部又は一部の廃止の場合にあっては、当該廃止までの日程を記載した書面及び当該廃止後の措置を記載した書面

（申請等の方法）

第三十七条の十　法第二十四条の五第二項、第二十四条の六第二項、第二十四条の七第一項及び第二十四条の十一第一項並びにこの省令第三十七条の三、第三十七条の五、第三十七条の六及び前条の規定による主務大臣に対する指定申請書、認可申請書、届出書その他の書面の提出は、財務大臣又は経済産業大臣のいずれかに、正本一通及び副本一通を提出することにより行うことができる。

（内閣総理大臣に通知する場合における通知の経由）

第三十七条の十一　令第十四条の規定により主務大臣が内閣総理大臣に対して通知を行うときは、金融庁長官を経由してしなければならない。

第三十九条第一項中「第2条第22項」を「第2条第21項」に改める。

第四十五条第一項中「第十六条第一項及び第十八条第一項」を「第二十六条第一項及び第二十八条第一項」に改める。

第四十八条第二項中「認定事業革新設備導入事業者は、認定事業革新設備導入計画に記載した事業革新設備の導入後、遅滞なく」を「認定事業革新新商品設備導入事業者は、事業革新新商品生産設備の導入後並びに当該設備を導入した事業年度及びその翌事業年度における認定事業革新新商品生産設備導入計画の実施状況について、事業革新新商品生産設備の導入後にあっては遅滞なく、当該設備を導入した事業年度及びその翌事業年度にあっては原則として各事業年度終了後三月以内に」に改め、同条第九項中「認定事業革新設備導入事業者」を「認定事業革新新商品生産設備導入事業者」に改める。

第四十九条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　法第二十一条の二第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分　当該株式の発行又は自己株式の処分、特定公開買付けの結果及び同条第三項の規定により読み替えて準用する会社法第七百九十七条の規定による手続の経過

四　法第二十一条の三第一項の規定による全部取得条項付種類株式の取得　当該全部取得条項付種類株式の取得の内容

第五十条第一項中「第十一条の三第一項」を「第十一条の二第一項」に、「第四十四条の三第一項」を「第四十四条の二第一項」に、「若しくは第八十条第一項又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条の四第五項」を「又は第八十条第一項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　削除

第五十条第二項を削り、同条第三項中「第十一条の三第一項」を「第十一条の二第一項」に、「第四十四条の三第一項」を「第四十四条の二第一項」に改め、同項を同条第二項とする。

様式第1（記載要領）1.(2)中「平成21年経済産業省告示第214号」を「平成23年財務省、経済産業省告示第3号」に改める。

様式第1（記載要領）6.を次のように改める。

6.その他

(1)　令第4条第1号又は第2号に該当するものは、次の事項を記載する。

①　事業再構築等関連措置を行う事業者の国内売上高合計額その他の令第4条第1号又は第2号に該当するかどうかの基準に係る国内売上高

②　申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

(2)　令第4条第1号に該当する場合にあっては、(1)の記載事項の様式及び作成方法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）様式第4号、様式第5号又は様式第8号から様式第12号までに「公正取引委員会」を「主務大臣」とすることその他所要の調整を加えたものによる。

(3)　令第4条第2号に該当する場合にあっては、(1)の記載事項は、別表6により記載する。

様式第1別表1中表を次のように改める。

別表1

1.事業再構築の措置の内容

措置事項		実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業の構造の変更			
中核的事業の開始、拡大又は能率の向上			
合併（外国におけるこれに相当するものを含む。）			
会社の分割（外国におけるこれに相当するものを含む。）			